

ご存知ですか？

# 障がいをお持ちの方に対しての割引制度や手当などについて

## 有料道路割引制度

通勤、通学、通院等の日常生活において、障がい者の方が有料道路を利用する場合に一定の要件で料金が割引になります。

### 対象障がい者の範囲

- 障がい者本人が運転する場合
  - 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- 障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗する場合
  - 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている各手帳に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種」と記載されている方。

### 対象自動車の範囲

車検証又は軽自動車届出済証に「自家用」と記載されているもの又は二輪自動車で総排気量が125ccを超えるもの（車種によって制限有）

【所有者要件】 車検証又は軽自動車届出済証の「所有者の氏名又は名称」欄に本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が記載されているもの。

### 割引料金額

通常料金の半額

※各種ETC時間帯割引『深夜割引・通勤割引・早朝夜間割引』との併用はできません。

### 割引有効期間

申請日から2回目の誕生日まで

※ETCカードの有効期限が切れる場合はこの限りではありません。

### 申請に必要な書類等

ETCを利用しない	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②車検証又は軽自動車届出済証 ③運転免許証（本人運転の場合）
ETCを利用する	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②車検証又は軽自動車届出済証 ③運転免許証（本人運転の場合） ④ETCカード（障がい者本人名義のもの） ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

※この他要件確認のために書類等が必要になる場合があります。

## 特別障害者手当

### 対象者

身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者の方に支給します。

※ただし、次の場合は対象となりません。

- ①受給者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の場合
- ②施設等に入所している方
- ③病院等に3カ月を越えて入院している方

### 支給額

月額 26,440円

## 障害児福祉手当

### 対象者

身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児の方に支給します。

※ただし、次の場合は対象となりません。

- ①受給者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の場合
- ②施設等に入所している方
- ③障がいを支給事由とする年金給付を受けている方

### 支給額

月額 14,380円

## 問い合わせ先

常陸大宮市福祉事務所福祉課社会福祉グループ  
☎52-1111（内線135）

山方総合支所福祉健康課  
☎57-6812

美和総合支所福祉健康課  
☎58-3850

緒川総合支所福祉健康課  
☎56-3992

御前山総合支所福祉健康課  
☎55-2113

